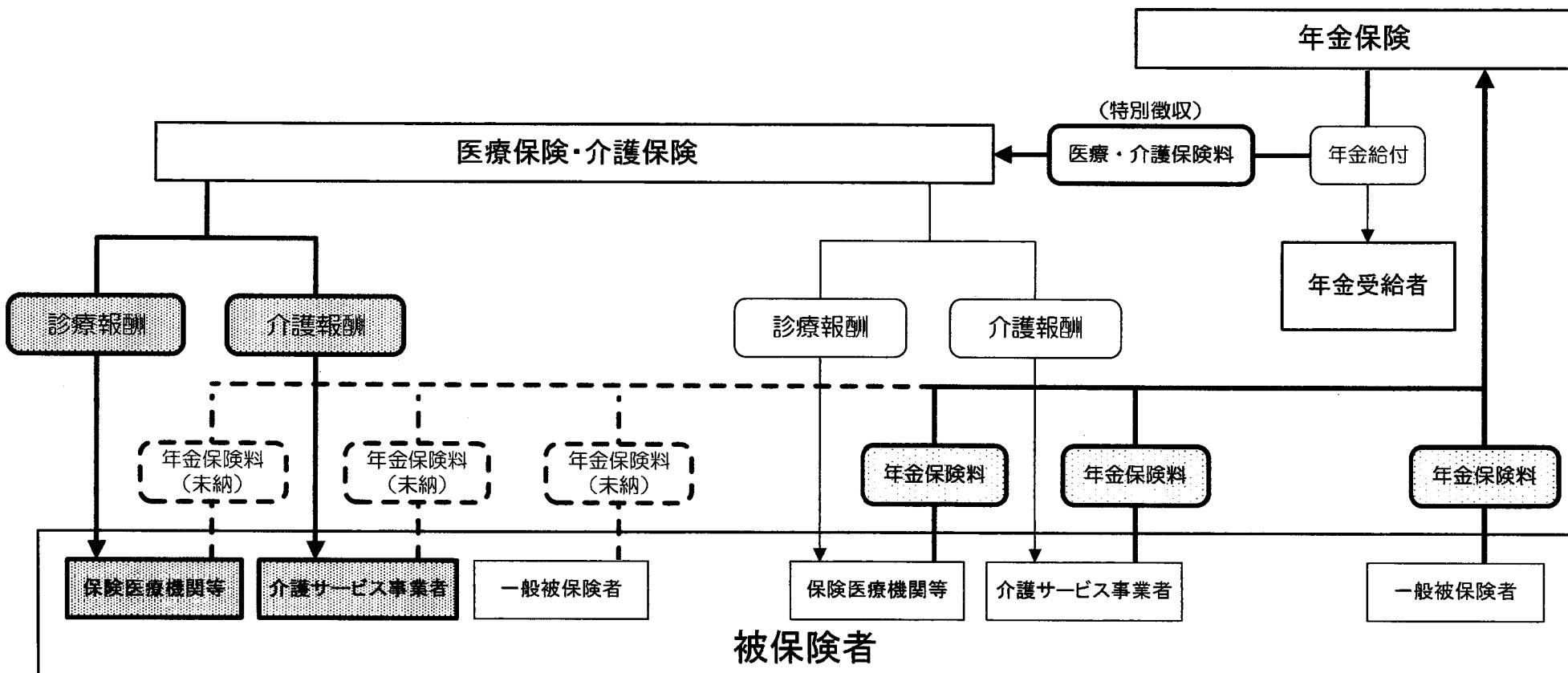


社会保険料たる年金保険料と保険医療機関等・介護サービス事業者の関係について

- 高齢化の進展の中で、現役世代が保険料を負担することによって支えられる公的年金（強制加入・賦課方式）は、医療保険・介護保険の原資としての役割を益々高めてきており、社会保険料たる年金保険料が適正に納付され、これにより確実に年金が給付されることが、医療保険・介護保険の給付の安定につながる。
※ 介護保険料の年金からの天引き（特別徴収）や、平成20年度から実施される後期高齢者医療保険料（75歳以上）及び国保保険料（65歳～74歳）の年金からの天引きなどを踏まえると、年金は医療保険及び介護保険を支える重要な原資となっている。
- 保険医療機関等や介護サービス事業者は、医療保険や介護保険へ参加し、保険料を原資とする報酬を受け取る主体。医療保険や介護保険を支える年金保険料を自主的に納付いただいていることが、当該事業へ参加するための前提であり、これらの者が年金保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。



今回の措置の対象について

1. 保険医療機関等及び介護サービス事業者

[考え方]

社会保険たる医療保険・介護保険・年金制度において、

- ①保険料を原資とする報酬を受け取る事業主体であり、かつ、
- ②指定など法律に基づく行政行為により、当該報酬を受け取る事業主体としての地位を付与されるもの

医療保険	保険医療機関
	保険薬局
	指定訪問看護事業者
介護保険	指定居宅サービス事業者
	指定地域密着型サービス事業者
	指定居宅介護支援事業者
	指定介護予防サービス事業者
	指定地域密着型介護予防サービス事業者
	指定介護予防支援事業者
	指定介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	指定介護療養型医療施設

2. 社会保険労務士

社会保険等に関する法令に基づく申請書等の作成、手続の代行、相談・指導等を業務としており、その専門性から特別な地位（業務独占・名称独占）が法律上付与されているもの

年度別滞納処分実績について

厚生年金保険料

職種(業種)	滯納処分				
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
保険医療機関	60	76	78	103	101
保険薬局	16	21	14	36	24
指定訪問看護事業者	1	6	6	10	22
指定居宅サービス事業者	2	4	11	19	19
指定居宅介護支援事業者	6	11	17	26	32
指定介護老人福祉施設	0	0	0	2	6
介護老人保健施設	1	5	5	6	11
社会保険労務士事務所	0	2	5	2	3
合 計	86	125	136	204	218

※平成15年度以前については、社会保険事務所に現存する滞納処分票等から確認できたものであり、全数ではない。

国民年金保険料

職種(業種)	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	督促	滯納 処分	督促	滯納 処分	督促	滯納 処分
医師	5	1	7	1	23	6
歯科医師	23	5	40	12	61	19
薬剤師	1	0	4	0	4	1
社会保険労務士	0	0	1	1	0	0
合 計	29	6	52	14	88	26

※当該職種であることが判明した者の数であり、全数ではない。

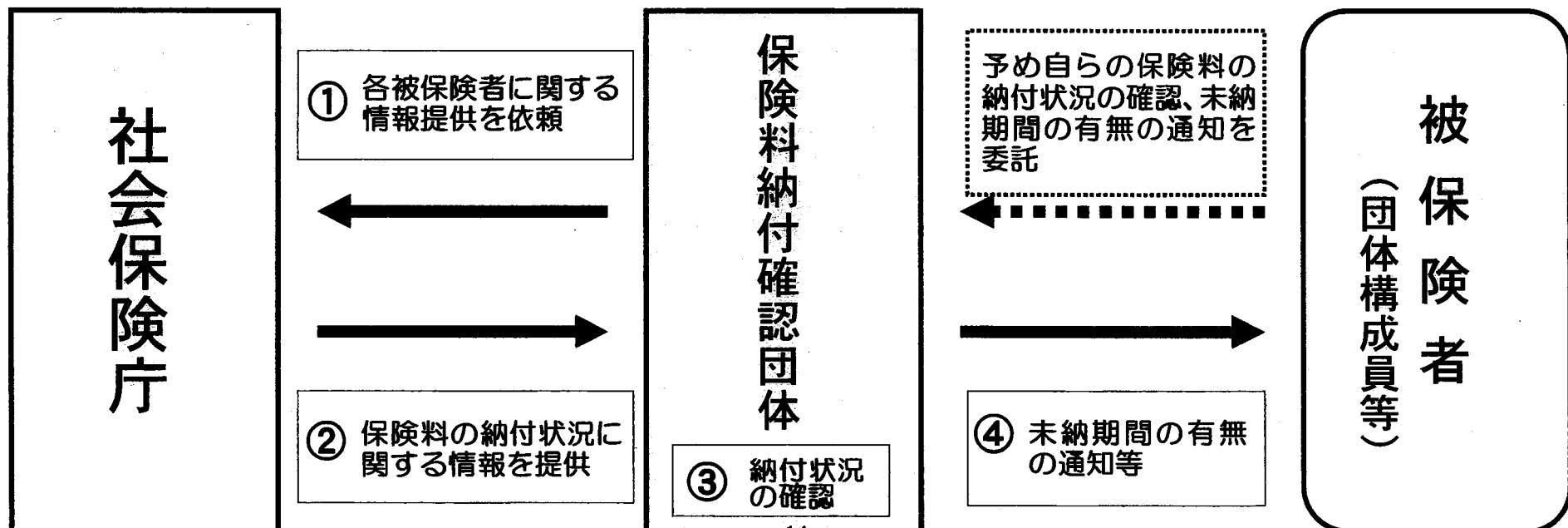
保険料納付確認団体について

○趣 旨

- ・国民年金第一号被保険者にとっては、将来の年金受給権を確実に確保するため、納め忘れることなく保険料を確実に納めることが重要である。そのため、保険料納付確認団体を通じて自らの保険料の納付状況を確認できるようにし、当該団体の構成員たる被保険者の保険料の未納を防止し、構成員の年金受給権の確保等を図る。

○概 要

- ・一定の要件を満たす団体を「保険料納付確認団体」とし、団体を通じた納付状況の確認等を可能とすることにより、当該団体の構成員たる被保険者の納付を促進する。(平成20年4月からの実施を予定)
- ・「保険料納付確認団体」は、
 - (ア) 当該団体の構成員たる被保険者からの委託に基づき、
 - (イ) 社会保険庁から提供される情報をもとに、国民年金保険料の納付状況を確認し、
 - (ウ) 未納期間の有無を本人に通知できることとする。(これにより、未納期間がある方の自主的な納付を促進する。被保険者の個人情報を取り扱うことから、法律上の守秘義務を規定。)



社会保険制度内の連携について（2）

－ 社会保険労務士に係る社会保険・労働保険の保険料の納付の促進 －

考え方

- ◎ 社会保険・労働保険制度においては、保険料の確保は欠くことのできない制度の存立基盤。このため、被保険者等による保険料の納付が重要であり、社会保険・労働保険制度に関わる各関係者が、そのために力を合わせていく仕組みを整えることが必要。
- ◎ 社会保険労務士は、社会保険・労働保険に関する法令に基づく申請書等の作成及び手続の代行や相談・指導等を業務としており、その専門性から特別な地位が認められている主体。社会保険・労働保険の保険料を自主的に納付していただいていることが、その地位を認められるための前提であり、社会保険労務士が、保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。
- ◎ 社会保険労務士による社会保険・労働保険の保険料の納付を促す仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該社会保険労務士の登録を認めないこととする必要がある。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。

概要

- ◎ 社会保険労務士の登録の申請に当たり、長期間にわたって（※）、次のそれぞれの保険料の自主的な納付がなかった場合には、当該登録を認めないこととする。
 - ①年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）、②医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料、後期高齢者医療保険料等）、
③介護保険料、④労働保険料
- ※ 今回の措置は、長期間にわたり自主的な保険料の納付がない場合（滞納処分が行われた後もなお保険料の納付がない場合を想定）を対象とするもの。したがって、申請の際に当該登録拒否事由に該当していたとしても、その後、滞納分の保険料を自主的に納付し、再度申請が行われれば、登録拒否にはならない。
- ※ また、新規登録の申請の際を対象とするものであり、登録の取消事由や欠格事由とするものではない。
- ※ 税理士法においても、重加算税の賦課等、脱税行為が明らかになったことを登録拒否事由としている。社会連帯を基本とする社会保険・労働保険において悪質で確信的な保険料滞納者について、社会保険労務士の登録を拒否することは、税理士法の登録拒否事由とも均衡が取れている。
- ◎ 社会保険労務士の登録を受けた者が、自主的な保険料の納付を長期間行わない場合は、事案によっては社会保険労務士として適格性を欠く悪質なケースもあると考えられる。その際には、厚生労働大臣は、社会保険労務士法の規定により、一年以内の業務の停止の懲戒処分を行うことも検討する。
- ◎ 社会保険労務士の関係団体が、当該団体の社会保険労務士で未納となっている者に対し、国民年金保険料の納付状況の確認等を行うことができるることとともに、そのために必要な情報を社会保険庁から当該団体に提供することとする。

社会保険労務士と税理士の登録要件について

○ 今回の措置

- ・ 社会保険労務士は、社会・労働保険に関する申請書等の作成等を業務とし、その専門性から特別な地位を付与されている。
- ・ 社会・労働保険料を自主的に納付することがその地位を認められるための前提であり、長期間にわたって自主的な納付がない場合（※）には、社会保険労務士の登録を認めないこととする。

※ 滞納処分が行われた後も、なお3月以上にわたり保険料の納付がない場合

○ 税理士法との比較

税理士についても、重加算税の賦課等、脱税行為が明らかになったことを登録拒否事由としており、今回、社会連帯を基本とする社会・労働保険に関する業務を専門的に担う社会保険労務士について、長期にわたる確信的な保険料滞納者の登録を認めない措置を講じることは、税理士法の登録拒否事由との均衡上も必要な措置といえる。

○ 現行法における社会保険労務士と税理士の登録拒否事由

社会保険労務士法 第14条の7	税理士法 第24条
① 懲戒処分により、業務を停止された者	① 懲戒処分により、業務を停止された者
② 心身の故障により業務を行うことができない者	② 心身の故障により業務を行うことができない者
③ 社会保険労務士としての適格性を欠く者	③ 税理士としての適格性を欠く者 ④ 国税又は地方税について、不正に賦課、徴収等を免れ、又は免れようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しない者等

事業主との連携による保険料納付の促進について

考え方

- 事業主が使用する者のうち、厚生年金の適用とならない短時間労働者等に対し、従業員の将来の年金権の確保を図る観点から、事業所を通じて、国民年金制度や手続についての周知徹底や手続勧奨等を行う。
- また、国民年金保険料の適正かつ効率的な徴収を行うため、事業所における納付勧奨等について事業主の協力を得る。

概要

1 対象事業主

厚生年金の適用事業所の事業主

2 従業員に対する制度・手続きの周知に関する協力

従業員の採用や退職、被扶養家族の認定等の際に、国民年金保険料の納付勧奨や口座振替手続、保険料免除、学生納付特例等の手続の周知及び申請書等の配布を依頼。

3 事業所における納付勧奨等に関する協力

社会保険事務所職員が、事業所の短時間労働者等を対象として年金相談や、保険料納付に関する説明会等を実施する際の場所の提供・従業員への周知等の協力を依頼。

4 協力依頼に係る規定の整備

上記に關し、事業主に対して必要な協力を求めることができる旨の規定を、国民年金法に設ける。

事務費国庫負担の見直しについて

- 年金事務費について、国の厳しい財政事情にかんがみ、平成10年度以降、その一部に保険料を充てる財政上の特例措置が継続的に講じられてきたが、年金新組織の発足等の取組を機に、社会保険庁改革の一環として、受益と負担の明確化等の観点から、全額を国庫負担するという原則を見直し、平成20年度予算から、保険料財源の充当を制度化する。

(参考1) 年金事務費への保険料充当の措置

- ・平成10年度～平成15年度 財政構造改革の推進に関する特別措置法
- ・平成16年度～平成18年度 財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律〔単年度毎の特例措置〕
- ・平成19年度 今国会提出の公債特例法案に基づき、引き続き単年度の特例措置が講じられる予定

(参考2) 国庫負担と保険料負担の区分について

- ・平成17年度より、国民の理解を得られるよう、国庫負担と保険料負担の区分を見直し、保険料負担を保険事業運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定した上で、職員人件費のほか、職員宿舎、公用車等の内部管理事務費を国庫負担とした。
- ・平成20年度以降も、国庫負担と保険料負担の区分については、平成17年度の考え方を基本とする。

(参考3)

○財政制度等審議会答申（平成17年11月）

年金事務費はそもそも基本的に年金給付と密接不可分なコストであり、保険料を充てることにより給付と負担の関係がより明確になるというメリットもあることから、他の特別会計における事例等も参考にしつつ、受益と負担の関係の明確化や区分経理の厳格化の観点も踏まえ、恒久的な在り方を検討すべきである。

○行政改革の重要方針（平成17年12月閣議決定）

年金事務費については、平成19年度より、受益と負担の関係の明確化等の観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずるものとする。

○年金事務費の取扱いについて（平成18年12月財務・厚生労働2大臣合意）

1. 年金事務費の財源の取扱いについては、平成19年度は、財政上の特例措置を継続することとし、特例措置の範囲については、原則として平成17年度予算及び平成18年度予算と同様の取扱いとする。
2. 平成20年度以降は、国民年金法等において、年金事務費の一部に保険料を充てる恒久措置を講ずるものとする。

契約事務の適正化等について

社会保険庁における調達については、国会審議や会計検査院の検査結果等において、安易な随意契約が結ばれているなど、適切でないと指摘を受けたところである。

このため、契約事務の競争性・透明性の確保、調達コスト縮減を図るため、以下の取組を行っている。

1. 競争入札等の徹底（H16.8より実施）

物品等の調達に当たっては、会計法令上、随意契約ができる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを徹底。

2. 調達に係る審査体制の強化

本庁の調達案件は、本庁に設置した、民間アドバイザーも参画する「社会保険庁調達委員会」（H16.10より実施）において、事務局・事務所の調達案件は、各社会保険事務局に設置する「契約審査会」（H17.4より実施）において、調達の必要性、数量、契約方法等を審査。

また、500万円以上の随意契約は、事前に厚生労働副大臣へ報告。

さらに、100万円以上の随意契約については、本庁に設置した「随意契約審査委員会」において事後審査。審査結果はホームページで公表。

（参考）

17年度の調達コスト削減実績：調達計画額の12%の削減（削減額：154億円）

3. 内部監査の強化（H17.1より実施）

厚生労働本省から人材の派遣を受けて、本庁経理課に「監査指導室」を設置し、本庁及び全47事務局に対する会計監査を厳正に実施。

福祉施設規定の見直しについて

【現状】

- 従来、被保険者等の福祉を増進するために「必要な施設をすることができる」旨の規定(厚年法第79条、国年法第74条)を根拠に、保険料を財源として、年金福祉施設の整備、年金教育・広報、年金相談等の事業を実施。
- 年金福祉施設については、平成16年3月の与党合意等を踏まえ、
 - ・年金保険料は、「年金給付及び年金給付に関する経費」以外には充てないという方針の下で、
 - ・国から独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資し、5年間で整理合理化を推進。

(平成17年10月～)



【今回の改正内容】

「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、これまで当該規定を根拠に実施してきた事業のうち、公的年金事業の円滑な実施のために真に必要なものを法律上限定的に明記。

- ①年金教育・広報** . . . 中高生・大学生に対する年金教育、被保険者等を対象とした制度内容や手続の周知 等
- ②年金相談** . . . 年金加入記録の照会対応、年金見込額の試算 等
- ③情報の提供** . . . 58歳到達者に対する年金加入記録のお知らせ、加入履歴等を印字した裁定請求書の送付、インターネットを活用した年金加入状況の情報提供 等
- ④オンラインシステムの運用** . . . 年金給付・被保険者資格記録等の管理 等
- ⑤年金担保融資** . . . 年金担保融資事業を実施する独立行政法人福祉医療機構に対する交付金の拠出

基礎年金番号の法定化について

【基礎年金番号の活用の現状】

- 年金事業運営の適正化・効率化、被保険者・年金受給権者に対するサービスの向上を図るため、平成9年1月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入。
- 基礎年金番号の活用により、的確・迅速な年金相談・裁定期務の実施、制度間調整による過払い防止など、被保険者・受給者に対するサービスの向上が図られている。

※基礎年金番号は10けたの番号で、付番されると番号は生涯変わらない。付番件数は10,426万件（平成18年5月現在）

※どの社会保険事務所や共済組合が発行したかを示す4けたの「記号番号」に、個人を識別する6けたの番号が続く。

△△△△-〇〇〇〇〇〇

（4けたの記号番号） （6けたの個人を識別する番号）

【今回の改正事項】

1. 基礎年金番号の法定化（事業運営改善法案において措置）

- 年金をはじめとする社会保障制度の業務を効率的に行うため、基礎年金番号を国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の記載事項として法定化し、年金公法人の業務と他の社会保障に関する業務の連携を図るため基礎年金番号を活用する。
 - ・裁定請求書の事前送付や届出漏れの防止、届出の簡素化など年金業務で活用
 - ・障害年金と傷病手当金の併給調整など年金と他の制度との調整等に活用

- 基礎年金番号を適正に活用するため、住民基本台帳法に準じて、番号の告知要求制限等の措置を講じる。

2. 年金個人情報の利用及び提供の制限（年金公法人法案において措置）

- 基礎年金番号を含む年金個人情報の利用・提供について、次の場合のみ、年金公法人による利用・提供を認める。
 - ①年金事業の運営のため必要な場合
 - ②法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合
 - ③年金公法人が利用・提供する相当な理由があると認められる場合